

1 三位一体の改革の視点

(参 考)

国と地方の財源争いではなく、地域の実情に応じた、きめ細かな行政サービスの提供につながるものであるべき

国庫補助負担金の見直し

税源移譲

地方交付税

都市と地方の税源争いではなく、行政サービスを選択する自由度の拡大につながるものであるべき

単なる総額抑制ではなく、地方の効率的な行政サービスの提供につながるものであるべき

三位一体改革の究極の目的

**県民の満足度が高まるような
行政サービスの実現!!**

2 さあ！地方にお任せ下さい！

美味しいご飯で評判の田中さんの食堂。お袋の味を保育所に！

こんな話があります。

保育所で長年、幼児の栄養管理と食事の調理をしてきた田中さんは、保育所を辞め、地域のお母さんたちと自分たちの田畑でとれたコメや野菜を使って、食堂を開いていました。栄養バランスもとれ、味も大変美味しい、「行列のできる店」として大繁盛です。

保育所に子供を預けているお母さんたちも「田中さんが作る美味しいご飯を保育所のお昼ご飯に」と思い、保育所に相談しました。

すると、保育所からは、「保育所で出す食事は保育所で作らなければいけないので、無理です」と断られました。

どうして田中さんの食堂の食事を保育所で出すことはできないの？

国が定めた保育所の基準で、保育所には調理室を作らなければなりません。

このため、食事は保育所内の調理室で作らなければならないので、田中さんの食堂で作った食事を保育所に運び、園児に食べさせることはできません。

補助金一般財源化
設備基準の権限
を地方へ移譲

県民の方に
こんないいことが！

保育所によっては、調理室を廃止し、田中さんたち地域のお母さんたちが開いている食堂にお昼ご飯を頼むことができるようになります。調理室を廃止して、コストダウンした費用は、親のニーズが高い「延長保育」や「一時預かり」を充実させるための保育士さんの人件費にあてることもできます。

全国一律ではなく、地域にあった規制にすることで、親から見れば、保育所同士の特徴がドンドン出てくるので、保育所を選ぶ目安にもなり、保育所間でのいい意味での競争によってサービスも向上します。

子育てと仕事の両立にがんばる石田さんを応援しよう！

こんな話があります。

子育てと仕事の両立にがんばっている石田さんは、毎日子供を7時半に小城町の保育所に預けて、車で30分かけて佐賀市に通勤しています。仕事もがんばる石田さんは、残業することも多く、子供を保育所に迎えに行くのは、8時過ぎになることもあり、子供にすまないと思うときも。

ある日、石田さんが、会社から外を眺めていると「テナント募集」の看板を掲げている空きテナントが目にとまりました。「**そうだ！空きテナントに保育所をつくってもらおう！**」

石田さんは、同じ悩みを持つ同僚10人と、県庁を訪れ、「私たちの子供10人が利用できる保育所を、空きテナントに作りたいのですが」といいましたが、県庁では「**保育所を作ること**は無理ですよ」と言われました。

どうして石田さんたちが望む保育所は作れなかったの？

国が定めた保育所の設置基準では、定員は、標準60人（過疎地や待機児童が多いところは20人以上）、屋外遊戯場などの設備も原則義務付けられています。

したがって、定員10人で空きテナントを利用する保育所はできません。

補助金一般財源化
定員基準の権限を
地方へ移譲

県民の方に
こんないいことが！

石田さんたちが希望する、定員が10人程度の小規模保育所を、会社の近くの空きテナントにつくることができます。

石田さんも、子供が近くにいると思うと、安心して仕事にも集中できるようになりますし、会社の昼休みには子供と一緒にご飯を食べたりすることもできます。

佐藤さんを一人にするな！ 高齢者に対する支援の手を。

こんな話があります。

夫婦2人水いらず仲睦まじく暮らしている佐藤さん。ところが佐藤さんの妻、和江さんは脳梗塞に倒れ、寝たきりになり、介護施設に入所することになりました。つれそって50年。一人暮らしが不安な佐藤さんは、自分も一緒に入所したいと思い、佐藤さんは、施設長さんに「私は元気ですから、食事代や部屋代など全額、私の分はお支払いしますから、私も一緒に施設にいらしてください」と頼みました。

しかし、施設長さんからは、「佐藤さん、ごめんなさい。佐藤さんは施設で暮らすことはできませんよ」と断られ、佐藤さんは、不安な一人暮らしを送っています。

どうして、佐藤さんは
お金を払っても施設で
暮らせないの？

特別養護老人ホームなどの介護施設は、寝たきりや痴呆などが原因で介護が必要になった方たちの施設です。

このため、例え空き部屋があり、佐藤さんが全額を自費で支払ったとしても、佐藤さんは介護施設で暮らすことはできません。

補助金一般財源化
施設基準の権限を
地方へ移譲

県民の方に
こんないいことが！

介護する家族と介護される家族が一緒に入所できる施設をつくることで、佐藤さん夫婦が一緒に暮らしつづけることができるようになります。

佐藤さんも、不安な一人暮らしを続けていると、そのうち体が弱り寝たきりになるかもしれません。和江さんと暮らしつづけることで、生きがいがある人生をすごすことができます。

そこまで国が決めるの？ 地元を決めさせてよ

こんな話があります。

中村さんは、車椅子を使うおじいちゃんのために、家の玄関口から道路に面した門までの家の敷地をバリアフリー化しようと、介護保険の住宅改修を申請しました。
しかし、役場では「玄関口から門までは敷地ですから、住宅ではないので、ダメです」と。中村さんは「佐賀県みたいに一戸建てが多いと、そこまで改修しないと意味ないじゃん」と言いましたが、役場の方は「国が認めてないですからね～」とつらい返事が。
しかし、1年ほどたって、もう一度役所に相談すると、「いいですよ。」と快諾されました。
驚いた中村さんは「どうしてよくなったんですか？」とたずねると、役場の方は「中村さんみたい方が佐賀県だけじゃなく、全国的にも多いんで、国の方が認めていいと言ったんです」と教えてくれました。
中村さんは「そしたらですね～」と次の相談を持ち掛けましたが、役場の方は「う～ん。国の方についてみないと・・・」
中村さん「いつになったらわかるのかな・・・」

ルールって誰が決めるの？

県民の方に
こんないいことが！

どのようなサービスを行うのかは、国の補助負担金をもらう限り、国が決めることになるのが原則です。

このため、中村さんの要望も認められるのか認められないのか、またいつ結論がでるのかも、県や市町村でははっきりわからないのです。

補助金一般財源化
地方への権限移譲

どのようなサービスを行うのかを、「全国的にどうか」ということではなく「佐賀県の人たちにとってどうか」という視点で、地元の県や市町村が住民の皆さんと相談しながら、決めることができます。

仮に、お望みのサービスを提供できない場合でも、できない理由をキチンと説明することもできるようになります。

ワープロとパソコンは違います。社会の常識と行政の非常識

こんな話があります。

手に障害をもつ山口さん。字が書けない山口さんにとって3年前に役場から渡されたワープロは、人とのコミュニケーションの必需品です。
同じような障害をもつ森山さん。森山さんは、今年、役場からパソコンをもらい、手紙を書き、インターネットで友人との交流を深めています。
そんな森山さんをみた山口さんは、「ワープロも古くなったことだし、インターネットもしたいのでパソコンを！」と役場に。
しかし、窓口で、「山口さんにパソコンをお渡しすることはできません」といわれました。

どうして、山口さんにパソコンは渡されなかったの？

障害者の方に日常生活用具を提供するサービスがありますが、パソコンは平成15年度から支給対象になりました。さらに、ワープロの提供を受けてから、5年はパソコンの提供を受けることはできません。

このため、ワープロの提供を受けてから、3年しかたっていない山口さんはパソコンの提供を受けることはできません。

補助金一般財源化

県民の方に
こんないいことが！

障害者に対する支援方法を県や市町村の判断で決めることができるようにすることで、パソコンとワープロの機能の違いを理解しないサービスを改めます。

山口さんも、パソコンの提供を受けることができ、インターネットで知り合った多くの友人と楽しく過ごしています。

相談で忙殺！ ケアが必要な子供に十分なケアはできないのか？

こんな話があります。

A中学校では不登校児が増え、スクールカウンセラーに対する相談もたくさん増えてカウンセラーの吉田さんは手一杯の状態です。今日も、ケアが必要な生徒の家に行きたいのですが、その時間もありません。
一方、隣のB中学校では、不登校児も少なく相談も少ないので、カウンセラーの井上さんは、力を持て余しています。
吉田さんは、井上さんに「**うちは大変だから、井上さん、A中学校に来て手伝ってよ**」と頼みました。
しかし、井上さんは、「**ごめんね。そんなことできないよ**」と言いました。

どうして井上さんは、吉田さんの頼みを断ったの？

国のスクールカウンセラー配置に関する補助金で、スクールカウンセラーは1中学校に最低280時間の配置と決まっています。

したがって、相談事例が少ないB中学校の井上さんは、相談が少なくとも280時間はB中学校にいなければならないので、吉田さんの応援に行くと、生徒の相談を受けることはできません。

補助金一般財源化

県民の方に
こんないいことが！

県の判断で、学校ごとの相談事例の件数、内容に応じて、カウンセラー配置時間を割り振ることができます。

井上さんは、吉田さんの応援に行くことができるので、より多くの生徒へのケアをすることができます。

これからも増える「空き教室」。地域に開放して、有効活用を！

こんな話があります。

NPOを立ち上げ、まちおこしに取り組む鈴木さんは、NPOの会議室を探していました。一家団欒の食事中にも悩む鈴木さん。
そんな鈴木さんを見た子供が「僕の小学校に使っていない教室があるよ。そこを使えば？まだ、建て直してから8年だし、新しいよ」と教えてくれました。

早速、鈴木さんは、校長先生に「**校長先生、空き教室を貸してください。生徒が増えて教室が必要なときにはすぐ返しますから**」と頼みました。

しかし、校長先生は「**お気持ちはわかりますが、ダメですよ**」と。

どうして校長先生は鈴木さんの頼みを断ったのか？

国の補助金で作った学校の空き教室を公共施設など教育目的以外に利用するには、**建築後10年経過後という制限があります。**

このため、**築8年の教室を、教育目的以外に使うことはできません。**

補助金一般財源化

県民の方に
こんないいことが！

自治体の判断で、**建築後の経過年数の条件なしに、空き教室を教育目的以外に利用することができます。**

鈴木さんは、NPOの事務所や会議室として空き教室を利用することができ、地域のまちおこしにも一役かうことができます。

県庁全体で年間2.5億円。11.3万時間！なくなります補助金とともに。

こんな話があります。

県庁の近くに住む後藤さんは、いつも不思議に思っていました。「どうして、県庁って遅くまで電気がついているんだろう？」。

後藤さんの友人で、県庁職員の古川さんに聞くと、
「国の補助金が多いからさ。国から補助金を受けるために、**補助金の申請書を作ったり、やりたい事業の内容を東京まで行って説明したり、補助金をもらった後は実績報告書をつくらなきゃならんもんね。**
それから、**2～3年後に会計検査院の検査**を受けんばならんから、その書類作りで手一杯やったとよ。
この前なんか、50人分の書類をもって国の役人に説明せんばいかんやったもんね。」

会社で経理を担当している後藤さんは「**県庁全部で、補助金をとるためだけにどれだけのコストをかけているの？**」と聞くと、
「**年間2.5億円。時間にして11.3万時間だよ**」と教えてくれました。とても気が遠くなる数字です。

**県民の方に
こんないいことが！**

補助金
一般財源化

補助金申請のためにこれまでかかっていたコストと時間がいらなくなります。
職員は、空いた時間に、現場の実態を把握することができることから、これまでの「補助金交付要綱に忠実な行政」から「**県民ニーズに忠実な行政**」を進めやすくなります。